

2020 年度環境法政策学会学術大会 分科会報告申込要領

環境法政策学会学術大会分科会での研究報告(報告 20 分、コメント 5 分、質疑 5 分)を募集します。採択された場合、コメンテータは、企画運営委員会の指名により決定されます。

1. ご希望の方は、2020 年 1 月 15 日 (水) 必着で、報告内容にかかる印刷物 (PDF) 又は報告要旨のファイルを添付して下記事務局までメール送信してください (郵送のみの申込は不可とさせていただきます)。

2. (1)申し込みに際しては、分科会報告申込書 (様式自由) に、報告者の氏名、所属、連絡先 (電話番号、e-mail アドレス)、「この研究で得られた知見」を記載してください。また、次に掲げる「研究報告の要件」をみたしていることを、理由を付して示してください。すべての要件ではなく、自身が相当と考える要件についてのみです。

(2)研究報告の要件

研究報告の内容が、少なくとも次のいずれか一つに該当するものであること。⑦に該当すると思料する場合は、どのような学術的・社会的価値があるのか、具体的に示すこと。

- ①環境法政策に関する理論的研究として、新たな理論的視座を提供するもの
- ②環境法政策に関する理論の分析であって、その学問的整理が学術的・社会的価値を有するとみとめられるもの
- ③環境法政策の実務に関する研究として、新たな素材に関する実証的分析を行うもの
- ④環境法政策の実務に関する研究として、実証的な分析から新たな知見を導きだしているものとみとめられるもの
- ⑤外国の環境法政策、裁判例等に関する新たな紹介であって、学術的・社会的価値を有するとみとめられるもの
- ⑥環境問題に対処するための新たな法政策的な提案であって、学術的・社会的価値を有するとみとめられるもの
- ⑦その他、環境法学・環境政策学の観点から学術的・社会的価値を有すると企画運営委員会が判断するもの

3. 報告内容にかかる印刷物、報告要旨の内容が、上記 2. (2) に掲げる研究報告の要件をみたさないことが明らかである場合又は申込手続が遵守されていない場合、さらに報告枠との関係で応募者多数の場合には、企画運営委員会の総合的判断により不採用とすることがあります。

4. 学生会員（大学院生など）が学術大会分科会報告の申込みを行う場合には、指導教官の推薦が必要です。

5. 2020 年度の各分科会のテーマとして、たとえば、①原子力規制・除染・原発事故被害者への補償、②地球温暖化、③化学物質・廃棄物リサイクル、④公害・環境訴訟 ⑤自然保護、⑥外国・国際環境法等が想定されます。分科会のテーマ及び編成は、申込みの内容等を考慮して、企画運営委員会が決定いたします。

6. 企画運営委員会の企画により、ミニシンポジウム形式の分科会を設定することがあります。

7. 4 名ないし 5 名の学会員が、共通のテーマを設定し、一つの分科会で報告することを申し込むことも認めます。その場合には、共通テーマの報告であることを明示し、ひとまとまりの報告として申し込んでください。

この場合は、環境法政策学会誌に座長セレクト論文として「個別研究報告」を掲載することはできません。

<事務局>

103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10

公益社団法人商事法務研究会内

TEL:03-5614-5633

杉山昌樹

kankyo@shojihomu.or.jp